

【投信調査室コラム】 日本版ISAの道 その15

日本版ISAと日本版401kと日本版IRAの使い分け ~英国ISAと米国IRA(トラディッショナルIRAとロスIRA)の融合~

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

日本版 ISA と日本版 IRA

6 月になり、日本版 ISA(Individual Savings Account 少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)の早期(事前)申込キャンペーン等が証券会社や銀行で活発化している。 こうした活発なマーケティングが 2014 年における 5~600 万を超える口座開設及び 4~5 兆円を超える投資額、そして 2020 年までの政府目標 25 兆円の達成をより現実的にしているようでもある(*数値については、日本版 ISA の道 その 14 及び「日本再生戦略」を参照のこと~後述の[参考ホームページ]に URL がある)。

日増しに注目を集める日本版 ISA(NISA/ニーサ)だが、一方で日本版 IRA(Individual Retirement Account、個人年金貯蓄優遇税制)があまり注目されなくなっている様にも思われる。 2011 年度税制改正において日本版 ISA 導入が2012 年から 2 年延期された際、日本版 IRA は日本版 ISA と同様に(一部ではそれ以上に)注目されていたのに―――

日本版ISAと日本版401kと日本版IRA

2013年6月10日現在

国際投信投資顧問株式会社投信調査室作成

項目	日本版ISA (少額投資非課税制度、 愛称「NISA/ニーサ)	日本版401k (確定拠出年金制度、DC) 個人型年金	日本版IRA (個人年金貯蓄優遇税制)
制度を利用可能な者		1.20歳以上60歳未満の自営業者・学生等 2.厚生年金基金・企業型年金等の無い企業 の従業員 *大企業従業員や公務員、第3 号被保険者配偶者等加入不可が多い	20歳以上65歳未満の居住者等 * <u>職業や</u> 所属企業の区別なく、一律に適用
非課税対象	* <u>拠出時課税(所得控除なし)</u> 、運用時非課	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 * <u>拠出時非課稅(所得控除)</u> 、運用時非課稅 (特別法人稅課稅1.173%凍結中)、 <mark>受取時実</mark> 實非課稅(年金控除)	<u>税(所得控除なし)</u> 、運用時非課税、 <u>受取時</u>
非課税投資額	毎年、新規投資額で100万円を上限(ロールオーバーも可能)*累積非課税投資額上限500万円	1.毎年、81.6万円(毎月、6.8万円)を上限 *	毎年、120万円程度(毎月、10万円程度)を上限 *毎月積立と任意の時期に拠出する方法の両方を採用可
投資可能期間		10年以上、60歳まで *60歳で10年に満たない場合は、年数に応じ61~65歳まで	5年以上、60歳まで
非課税期間		給付時まで(特別法人税課税実施時まで)	給付時まで
途中売却	自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可) *未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされる	原則60歳まで途中引き出し不可 *10年未 満の場合は年数に応じて61~65歳まで不 可、資格喪失から2年以下もしくは通算拠出 期間3年以下もしくは50万円以下の場合には 脱退一時金として支給	原則60歳まで途中引き出し不可 *未使用分は翌年以降に繰り越すことが可、換金時に5年以内の運用益に遡及課税
損益通算	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益 通算は不可	不可	不可
口座開設数	一人一口座	一人一口座	一人複数口座可(合計は上限以内)
導入時期	入)	2001年10月1日に確定拠出年金(日本版 401k)法施行 *個人型は2002年1月から実 施	検討中

(出所: 日本の金融庁・厚生労働省・国民年金基金連合会より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

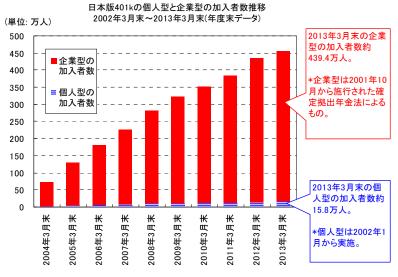


当時、たとえば、2010 年 8 月 4 日の金融庁の第 2 回金融税制調査会では「1,500 兆円の金融資産を活用するための本格的な貯蓄・投資促進税制として、日本版 IRA の導入に向けた検討を開始すべき。・・・(略)・・・。 401K の制度拡充については、マッチング拠出が導入されれば、投資家側から資金を拠出できることになり、かなり使い勝手がよくなると考えている。・・・・(略)・・・。 若者が投資できる環境を作るという点については、相続税や贈与税等の優遇措置がなければ、高齢者から若者に資産を移転することは難しいだろう。金融税制の観点からは、少額投資非課税制度(日本版 ISA)を当面活用するのがよいのではないか。」という意見が出ていた。この時の意見にあった日本版 401K 企業型のマッチング拠出(従業員拠出)は 2012 年 1 月から可能となり、相続税や贈与税等の優遇措置は「孫への教育資金の贈与を1500万円まで非課税にする制度」として 2013 年 4 月から実施されている(*2015 年 12 月までで、相続税は 2015 年1月から増税となる)。 そして「当面活用するのがよい」(上記)との意見もあった日本版 ISA が 2014 年 1 月から導入だ。

どこか取り残された感じもある日本版 IRA だが、引き続き、「少額投資非課税制度(日本版 ISA)は 3~5 年の時限措置で、対象も株式などに限られる。個人の自助努力による老後資金の形成を応援するため、他の金融商品を含めた年金積み立て非課税制度(日本版 IRA)に育てていくべきだ。」(2012 年 12 月 24 日付日本経済新聞朝刊と出ていた中央大学法科大学院教授、森信茂樹氏の意見)などとある様に、今後実現される可能性があり、先述の金融税制調査会で言われていた「1,500 兆円の金融資産を活用するための本格的な貯蓄・投資促進税制」が「完成」することとなる。 それ以前にも、例えば英国の ISA では「住宅資金など途中で使う可能性があるならISA、老後資金は確定拠出という使い分けが多い」(2013 年 4 月 10 日付日本経済新聞朝刊に出ていた英国の著名FP、イアン・シップウェイ氏の意見)と言われる通り、日本で ISA と確定拠出年金(日本版 401k 及び日本版 IRA)の使い分けなどが行われても良い。

日本版 401k の個人型と企業型

しかしこの日本版 IRA の導入を待たずとも、日本には既に確定拠出年金として 2002 年 1 月から導入された日本版 401k 個人型がある。 日本版 401k 個人型は、日本版 ISA よりも非課税対象が多く(*預金、公社債、信託、保険等も含む)、日本版 ISA よりも税制が優遇されている(*所得控除の対象にもなる)。 ただ、利用可能な者は、自営業者・学生等、もしくは、厚生年金基金・企業型年金等の無い企業の従業員に限られており、多くの大企業の従業員や公務員、そして第3号被保険者配偶者(主婦等)は加入出来ない。 利用可能な者でも転退職で利用出来なくなる可能性もある。 また利用可能な者でも自営業者・学生等でなければ年 27.6万円の上限となり、年100万円の上限を持つ日本版 ISA に比べてかなり見劣りする。 こうした事もあり(*その他、手数料構造等も原因となり)、日本版 401k 個人型は新規加入者が月1000人~2000人程度で推移し、2013年3月末現在の加入者数は約16万人にとどまっている(厚生労働省より)。一方、日本版401k 企業型は、年金債務増減が業績に与える影響を軽減したいという企業型の事情もあり順調に拡大、新規加入者が月15000人前後で推移し、2013年3月末現在の加入者数は約439万人になっている。 日本版401k 個人型は日本版401k 企業型の28分の1の加入者数でしかないのだ。



(出所: 厚生労働省年金局より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)



ここで日本版 IRA の案が出てくる。 金融庁の第 2 回金融税制調査会の資料によれば、日本版 IRA は日本版 401k 個人型と違って、拠出時課税(所得控除なし)となり税制優遇こそ少し後退するものの、それでも運用時非課税と受取時非課税はあるので日本版 ISA と同じ税制優遇となる。 また、日本版 IRA は日本版 ISA より非課税対象が多く(預金も含めた幅広い金融商品であり)、その上限も年 120 万円程度と日本版 ISA より多い。 そして、何より大きいのが日本版 IRA では 20 歳以上 65 歳未満の居住者等が対象で職業や所属企業の区別もなく、一律に適用されることだ。

本家米国の IRA は二本立てでありトラディッショナル IRA とロス IRA がある

もちろん 2002 年 1 月から導入されている日本版 401k 個人型を拡充すればよいとも言える。 日本版 IRA との二本立てでは混乱すると言う意見もある。 しかし本家の米国には IRA が 2 つある。 それはトラディッショナル IRA/Traditional IRA とロス IRA/Roth IRA である(*前者が従来からある IRA で、後者が新しく出来た IRA で、「ロス」というのはデラウェア州上院議員 Roth 氏が提案したためそう付けられた)。 日本版 401k 個人型だが、その「401k」と言う呼称はさておき、米国の従来からある IRA を参考に提唱されたものである。 従来からある IRA は401k よりも歴史があり 1974 年から存在する元祖・確定拠出年金だ。 それが今、もう一つ出来た IRA と区別する為、トラディッショナル IRA と呼ばれているもの。 そして、導入が期待される日本版 IRA は、米国のもう一つの IRA、1998 年から導入されたばかりのロス IRA を参考に提唱された制度なのである。

新しいものが古いものにとって代わるのが世の常かもしれないが、実際はそうでもなく、米国ではトラディッショナル IRA とロス IRA が加入者の意思により使い分けられている。 年金受取時に通常所得が無くなりそう人はトラディッショナル IRA で年金受取時に低税率を享受する場合が多く、年金受取時に今より通常所得がありそうな人はロス IRA にして年金受取時に非課税を享受する場合が多い様である(*アドバイザーなどにそう奨められている)。

日本版IRAと米国のIRA(トラディッショナルIRAとロスIRA)

2013年6月10日現在 国際投信投資顧問株式会社投信調査室作成

項目	•		
	VIII V III II	トラディッショナルIRA/Traditional IRA (Traditional Individual Retirement Account、 個人退職勘定)	ロスIRA/Roth IRA (Roth Individual Retirement Account、 個人退職勘定)
制度を利用可能な者	20歳以上65歳未満の居住者等 * <u>職業や</u> 所属企業の区別なく、一律に適用	70.5歳未満の収入のある居住者等 *主として年金プランのない自営業者等の為のものだが、年金プランのある従業員でも加入可(制限あり)	
非課税対象	税(所得控除なし)、運用時非課税、 <u>受取時</u> 非課税	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 * 拠出時非課税(所得控除)~高所得者は非 課税でなくなる場合もあり~、運用時非課 税、受取時課税(通常所得)	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 * 拠出時課税(所得控除なし)、運用時非課税(5年以上)、受取時非課税
非課税投資額			毎年、5500 %(約55万円)、50歳以上は6500 %(約65万円)を上限(2013年) *毎月積立 と任意の時期に拠出する方法の両方を採用 可 トラディッショナルIRAと合算
投資可能期間	5年以上、60歳まで	70.5歳まで	5年以上
非課税期間	給付時まで	70.5歳の給付時まで	給付時まで
途中売却			5年以上経過、59.5歳以上で引き出し可(70.5歳からの強制的引き出しなし)加えて死亡・障害時等、初回住宅購入(上限1万5元)、高等教育費用、医療支出・保険料(制限あり)等でも引き出し可それ以外で59.5歳未満であると10%ペナルティ課税
損益通算	不可	不可	不可
口座開設数		一人一口座 *ロスIRAの口座は別に開設可 (上限は合算される)	一人一口座 *トラディッショナルIRAの口座 は別に開設可(上限は合算される)
導入時期	検討中	1974年(企業型確定拠出年金の401kは1981年)	1998年1月1日 *ロスというのはデラウェア 州上院議員(共和党)William Victor Roth氏 (1921年~2003年)による提案のため

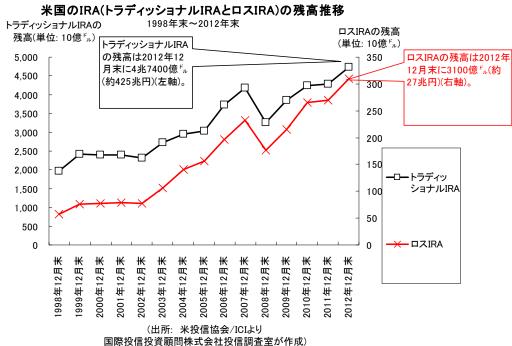
(出所: 日本の金融庁・厚生労働省・国民年金基金連合会、米国の内国歳入庁/IRSより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)



二本立ての IRA だが、米国では混乱はあまりなく、毎年の拠出額を見ると(*401k 積立金からの移管等を除く)、トラディ ッショナル IRA が 140 億 μ前後、ロス IRA が 180 億 μ前後と概ね同じ様な額で拠出が続いている(米投信協会/the Investment Company Institute、ICI より)。 そして、トラディッショナル IRA の残高が 2012 年 12 月末に 4 兆 7400 億 ド。(約 425 兆円)、ロス IRA の残高が 2012 年 12 月末に 3100 億ド。(約 27 兆円)となっている。 トラディッショナル IRA の残高がかなり大きいのは歴史がまるで違うこと、そして米ベビーブーマー(1946~1964 年生まれ)の退職で 401k 積立 金からの移管(ロールオーバーIRA)がおきていることなどが原因である。

英国 ISA と米国 IRA の融合、日本版 401k 個人型拡充と日本版 IRA 導入への期待

今後、日本でも日本版 401k 個人型の拡充及び日本版 IRA の導入によって、米国の様な個人型確定拠出年金の使い 分けが行なわれ拡大していくかもしれない。 さらに日本版 ISA も加わり英国の様な ISA と確定拠出年金の使い分けも 行われ拡大していくかもしれない。 これは英国 ISA と米国 IRA(トラディッショナル IRA とロス IRA)の「融合」である。 こうしたことによって、金融税制調査会で言われていた 「1,500 兆円の金融資産を活用するための本格的な貯蓄・投 資促進税制」が「完成」、日本政府のめざす「約 1,500 兆円ある我が国家計金融資産について、自助努力に基づく資産 形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図る」ことの達成可能性が高くなろう。 その意味で、日本で も早期の日本版 401k 個人型拡充、そして、今ではあまり注目されなくなった日本版 IRA 導入に期待がかかる。



「参考ホームページ]

2013 年 6 月 3 日付日本版 ISA の道 その 14」…「 http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130603.pdf 」、 「日本再生戦略」・・・「 http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2/10.20120918_5.pdf 」、金融庁の第 2 回金融税制調査 会 議事次第…「http://www.fsa.go.jp/singi/zeiseichousa/siryou/20100804.html 」、 厚生労働省…「http://www.mhlw.go.jp 」、米国の内国歳入庁/IRS…「http://www.irs.gov 」、

日本証券業協会「今後の社会構造の変化を見据えた証券税制等のあり方に関する懇談会」報告書・・・

米投信協会(the Investment Company Institute, ICI)… ↑ http://www.ici.org/research/ 」。

以上 (投信調査室 松尾、窪田)



本資料に関してご留意頂きたい事項

- 本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。 本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。
- ○本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
- 〇本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 〇本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
- 〇本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
- また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。